

特定事業処理フロー

① 事務手続(弊社指定用式及び行政指定様式)

搬入者(元請・下請及び運搬者を含)搬入までに

建設残土処分委託依頼書 ※「建設残土処分場利用手引」を確認のうえ、作成ください

受託者 搬入者の情報を基に条例施行規則指定様式にて所管行政への報告

土砂等搬入届 及び **土砂等採取場所証明書**

搬入者 ※記載内容確認⇒押印後

南淡路リサイクルセンター Fax 0799-52-1013

県民局環境課

② 搬入前建設残土確認

特定事業の適正運用を図るため、搬出前に搬入残土の確認を行います。

③ 計量伝票

「建設残土処分委託依頼書」の情報に基づき計量ごと伝票発行

④ 請求と支払方法

月掛け(月末〆)銀行振込

請求書発送:翌月1日(1日が平日でない場合は、直近の平日)を基本とします。

⑤ 営業日

休日は、土曜・日曜・祝日を基本とし、長期休暇を含め 南淡路リサイクルセンターの定める日(悪天候等で安全に支障があると判断される場合も含)

⑥ 特定事業の変更及び完了報告

「建設残土処分委託依頼書」記載事項の変更及び完了報告については確定次第、連絡をお願いいたします

制定：令和2年12月1日

改定：令和5年6月1日

南淡路リサイクルセンター